

令和元年12月24日

第8回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第8回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願いについて

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和元年12月24日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時40分				閉会の日時	午後2時45分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄		○	14	早川初男		○		
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 細田 悟				
					次長 小川 修一				
					主幹 正能 光				
					主幹 新井 昌典				
					主査 染谷 守				

開会 午後 1時40分

○局長（細田 悟君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、野川職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

光陰矢のごとしと言われますけれども、私だけかもしれませんが、月日が、大分スピードが速くなって通り過ぎるような気がいたします。ことしですね、あと1週間で令和2年になりますけれども、平成からですね、令和に入りまして穏やかな年かなと思いましたら、台風が二度も上陸しまして、甚大な被害をもたらしたわけでございます。

そういう中ですね、令和2年、来年度はですね、穏やかな平和な年になりますよう祈念いたしまして、ただいまより令和元年第8回加須市農業委員会を開会いたします。よろしくご協議のほどお願いします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

職務代理が申されたとおり、本当に速く月日が流れるような感じがするわけですがけれども、令和元年、今年は猪年ということで、幾らか荒れるかなという感じはあったんですけども、台風が二度も来襲しまして、私も人生で初めて避難指示にあって、全てのものを投げ出して避難したという、貴重な体験をしたわけなんですけれども、農業にとっては自然環境の保全とか、いろんな意味を兼ねた農業の使命があるわけですがけれども、本当に今年はちょっと災害が多かったかなという気がします。特に、平均気温が何かもう、今まで観測史上で1度ぐらい高くなっている。オーストラリアなんか今夏ですから、かなり温度高いわけですよ。その調子で上がっていかれると、我々もどう対処していいかわからないというような厳しい状況にもなるわけですがけれども、自然の摂理でうまくなってくればいいなと思います。

ことし最後の12月の、令和元年の総会ですがけれども、皆さん方にはくれぐれも慎重なる

審議で1年を締めくくりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、言葉整いませんけれども、挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



### ◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、過半数を超える13名の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（細田 悟君） ここで、少し時間をいただきまして、事務局の小川次長よりご説明をさせていただきます。

○次長（小川修一君） 「『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』の実施及び今後の対応について」という資料をご覧になっていただければと思います。

こちら、先日、県の農業会議のほうから各市町村の農業委員会の会長宛てに出されたものでして、この文書が発送された背景には、本年の10月、奈良県の安堵町で農業委員会の会長等が農地違反の疑いで、また、大分県でも別府市の農業委員会の会長が農転の許可手続で便宜を図ったという収賄の容疑で逮捕されたこと、そういった不祥事を受けたもので、国及び県の農業会議から「農業委員会の綱紀粛正について」ということで通知がありました。

先ほどの奈良県と大分県の事案については、前回の11月25日の総会のときに皆さんへ資料として配付して説明いたしましたが、こちらの資料の2枚目をめくっていただくと、今回はそれに加えて、11月28日の日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会におきまして、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」、こういったことがなされたことから、その3枚目でございますけれども、見開きで3枚目のほうで右のほうですね。加須市農業委員会におきまして、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」という決議を実施するものです。決議文の内容を読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会

組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。1番、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2番、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上でございますが、こういった内容で決議するというので、皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○次長(小川修一君) ありがとうございます。それでは、このような形で決議をさせていただきました。

もう1点ございまして、前回の総会時に、北川辺地区の案件で、宗教団体 というところが申請してきた農地法5条の案件がございました。その際に、その宗教団体が本当に活動しているのか、また、集会所として転用が確実なのかなど、皆さんから議論がございました。それを踏まえまして、12月、今月13日に という宗教団体が現在活動の場としている 地域にある 地区—— の 地区——にある建物を、住宅なんですけれども、そちらへ市の農業振興課と農業委員会事務局の担当者のほか地元の農業委員さん、推進委員さんも一緒に現地に行って、 の役員の方から活動内容等について直接聞き取りを行いました。

その結果なんですけれども、活動している状況ですとか実態ですね、その辺が確認できましたので、農地法に照らして、農地転用の一般基準、その中の事業実施の確実性という点で、その辺がクリアされたということで、前回審議していただいた中の案件については許可相当ということになっております。

事務局からは以上でございます。

○局長(細田 悟君) それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

---

◇

**◎開会の宣告**

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願い申し上げます。

---

◇

**◎総会議事録署名委員の指名**

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

2番 江 森 正 委員

3番 坂 本 君 夫 委員

両委員さんを指名いたします。

---

◇

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決**

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は相続で農地を取得したが耕作できないため、また、譲受人は譲渡人からの申し出により耕作することを承諾し、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

12月15日、適正化推進委員の佐久間さんと譲受人の さん宅を訪れて、お話を聞いてまいりました。先ほど事務局の説明どおり、長らく耕作をしていたわけですが、譲渡人の さんから、実は買って欲しくないかというふうに頼まれているようですが、私もそれなりの年齢ですので、買ってまで農業はやりたくないと言ったら、贈与でもらってもらえないかというふうな話になったようでございます。まだ何年かはできますし、ここも中間管理機構が入ったので、後のことも心配なんですよというふうなことで、一応贈与を受けるようになったようでございます。何ら問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模を縮小するため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく12月15日、推進委員の佐久間さんと現地を見てきたわけですが、譲受人の さんとは今まで対応していただいたわけですが、譲渡人の さんは何か旦那



さんが亡くなって、現地はね、造園の、植木の土とか、あとは果樹系の樹木が植えてある畑でございます。そういうふうな状態なので、なかなか譲受人も、畑に戻すのにも費用がかかるということで、どのようにしようかというようなことで、現場に一応枯れているものが結構多かったので、それを植えて、多少管理して、周りに迷惑を掛けないようにしようというふうなことで、売買に応じたようでございます。農業を多くやっていますので、譲受人のさんにはその辺の管理を、農地としての管理をよろしく願いますということで、電話で話したわけですがけれども、いろいろ状況がある中でやむを得ないのかなというふうなことで判断してまいりました。よろしくご審議お願いしたい。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は離農し耕作しないため、譲受人は申請地が自宅北側に隣接しており、ヨシなどの雑草が繁茂し立ち枯れていることから、火災のおそれもあり危険なので、耕作し農地として利用するということから、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

昨日、宮内推進委員と私と、さん宅をお伺いしまして、さんの屋敷、自宅の後ろに荒廃農地であって、火でもつけられたら大変だということで、さんが買ってこないかということで売買に踏み切ったわけです。それは、私の家も危ないので、これだけ

荒廃農地があつては危ないので、じゃあ買いますよということに相なったわけです。何ら問題は無いと考へます。よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、4番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は規模を縮小するため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

ただいまですね、事務局の説明のとおり、問題ないと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井です。

4番の志多見の案件でございますが、物件についての異議はないんですが、今、規模拡大、それから縮小と拡大ということで、関係が贈与ということで、これは所有権の移転が贈与ということは、どういうことで調査したのか、確認したいということと。

それから、規模拡大ということでのお話ですが、こういう物件は、実を言うと、狭小、この中で約30坪ぐらいの土地だと思ふんですが、現況はどうなっているのか、あるいは近隣

の人が、さんという方が近隣の土地を持っていて、地続きで買うとか、あるいはこの土地のほうが田んぼなのか、この物件は畑ですけれども、担当者が今日は欠席ということで代理の調査報告なんだろうと思うんですが、この辺については現況は譲渡人と譲受人の関係も聞きたいし、狭小物件だから、これを贈与としたというのが意味がよくわからない。申し出がヒアリングのときにあったんでしょうけれども、実態調査がこの辺の耕作状況は、何をしているのかも確認できればと思います。狭小物件ですから、これに異議ということはないんですけれども、どういう理由でこういうことになったのか、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○12番（野川良翁君） 現況については、松本推進委員さんがちょっと確認しているようなので、ちょっとお許しを得て、発言させてよろしいでしょうか。

○推進委員（松本榮次郎君） すいません。じゃあ、私のほうで。

私のほうで説明させていただきます。実は、12月の22日の日曜日に、この案件について私が現状、現場を確認したり、あとは譲渡人とさんですか、ここの受け入れのところですね、確認させていただいたんですけれども、今現在、これは土地改良で、ご存じのように細長い土地で、土地改良始まって以来45年、この土地をずっと耕作していたんです。今回、中間管理が始まるので、さんは長く耕作していたさんにこの土地を譲りますよということで、贈与というか、そんな形が発生したということで、細かい内容については本人同士で一応、何かこれは土地を、耕作長くやったので、この土地をもう上げたいと。ちょうど中間管理を始めるので、中間管理で土地も何というんですか、見直しをするという形になったので、ぜひ双方で話し合いの中で決まったということになっていますので、

さんの耕作は、おじさんのさんが長く土地を耕作しているので、さんとさんは親が兄弟同士で、機械もそこで一応共同でやっているの、特に問題ないというふうに私は判断したんですけれども、そんな経過でございます。

○7番（遠井 勝君） わかりました。

ちょっと内容がですね、地続きだということで耕作したということとか、隣の30番の6番の土地は畑で、隣は田んぼですか、それとも畑なんでございましょうか。

○推進委員（松本榮次郎君） 田んぼで、どちらかという隣同士ということで。

（発言する人あり）

○推進委員（松本榮次郎君） ごめんなさい。高低差というか、一応現在は整理されて、一応

畑になって整理されているということです。隣同士で整理されているので、同じレベルの高さということになっています。

○7番（遠井 勝君） はい、わかりました。

特に、我々農業委員とすると、調査するとき、現場確認もすることが義務づけられていますし、今、説明いただいた松本さんについては推進委員ということで、同行されたのではなく、自分でこれ見たということですので、承知いたしました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番の関口が報告します。

12月の14日、坂本委員さん、渡辺推進委員さん3人で、  
さんに現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。譲渡人は他市に住んでおり、耕作の意思がなく、ヨシが生えている、生い茂っている状況であります。近くを耕作している  
さん、譲受人の  
さんが依頼を受けたということですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は高齢で農業を継続することができないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は13番、小倉でございますので、私のほうで報告させていただきます。

12月14日、推進委員さんの高橋、細谷両委員さんとともに、譲受人の さんの自宅にお邪魔し、お話を伺ってまいりました。十数年前からもう田んぼができない、高齢により田んぼができないということで、借りて さんがつくっていたんですけども、最近、これ以上土地を持っていてもしょうがないということで、ここで処分したいということをご報告したところ、 さんがそれでは私が買いたすということでもとまったということでございまして、何ら問題はないと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は申請地が遠隔地で、長年、譲受人が耕作しており、このたび所有権の移転を希望するため、また、譲受人は申請地の隣地を耕作しており、効率的に経営規模が拡大できるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

先日の20日の日にですね、塚田推進委員と私と2名で、現地並びに聞き取りをしてまいりました。                    さんですか、受人の。お伺いをして聞いたわけですがけれども、もう耕作料を数年間払っていたと。本人、                    さんですか、この方もこちらに来ることは絶対ないということから、ぜひ買ってもらえないかと、そんなお話が出てきたということでございます。耕作料を払いながらやっていたわけですから、仕方がないのかなということで売買を承諾したという話でございました。我々見てもですね、現在、きれいに田んぼも1枚となっておりますので、特に問題はないのかと、このように思います。ぜひご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模を縮小するため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題

はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

先日20日の日にですね、同じく塚田推進委員と私と2名で、さん宅を訪問してですね、聞こうと思ったんですが、ご本人が不在でしたので、隣の土地なんですよ、今回のね。そこをちょっと現地を見て、そして渡人のさんのお宅に行ってまいりました。現地については、ちょっと草が生えていたんですけども、それほどのものではなかったのよしとしようかなと。それから、渡人のさんところへ行ってですね、お話を聞いたところ、どうしてさんに、お隣だから買うという話ですかと聞きましたら、実は太陽光にしたいと、このように思ったそうです。太陽光にしようかなということでさんに相談したところ、隣はぴったり太陽光はあんまりうれしくないかと、将来俺が買うよというお話になったようございまして、そんな中身で、さんに譲渡ということであるようです。考えからすると、さんももう後継者がいないということからできないというようなお話でございましたので、許可相当と判断をしたわけでございます。ぜひご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

12月14日、推進委員の野本さんと川島さんで、譲渡人の さん宅を訪れ、また現地を見てまいりました。現地につきましては、周辺につきましては両脇に太陽光があり、また、長年休耕地であり、土地の有効利用ということで、何ら問題ないと判断してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自宅への水道管を引き込むための敷設用地を確保するもので、必要添付書類が整えられております。

現在の水道管は、隣地で宅地の中を通っているため、この度、将来のことを考えて自己所有地とし、水道管を引き直す計画となっております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま



以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

12月15日ですね、推進委員の佐久間さんと譲受人の さん宅に伺いまして、お話を聞いてまいりました。この位置図を見ますと、隣が さんというふうなお家になっていましたけれども、以前は さんとお友達の方だったらしいんです、住人がね。 さんが先に住んでいて、お友達が隣に後から来るということで、じゃあ水道を一緒に引こうということで、 さんが水道を先に引いたようです。その後、隣の住人がかわりまして、何でこの敷地内を通っておいたらいいかなということいろいろ説明したけれども、理解していただかず、じゃあ、どうしたらいいんだろうといろいろ話をしたんですけれども、なかなか話がやっぱりまとまらなかったようで。道路からずうっと回すとね、結構水道管を引くのに費用がかかり過ぎると。それで、 さんにお話ししたら、そういうふうな事情じゃ、畑でもありますし、それじゃあ面積少しでもどうぞということで協力していただける話し合いになったようです。生活面のライフラインの確保でございますので、許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可のできるもので、また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見

込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この案件につきまして、12月15日、宮内さんと私で さん宅を訪問したところ、玄関あけて、足の踏み場もないという狭さでありまして、事務局のとおり、何ら問題はないと考えます。

以上です。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番及び5番の樋遣川地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。5条の4番、5番は、譲受人及び譲渡人が同じでございます、目的も同一であることから、一括にてご説明いたします。位置図の14ページ、15ページ及び土地利用計画図の5-4、5-5をご覧ください。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

本来なら矢島農業委員さんがご説明をするところ、所用でどうしても出席できないという

ことで、私が、2番の江森がかわってご説明をいたします。

去る12月の21日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で譲渡人の さん宅にお伺いしまして、現地を確認しました。現地は、しばらく前より耕作しておらず、荒廃な農地になっており、太陽光発電が設置されて、太陽光発電との話があり、後継者もいないため、譲渡したいとのことでした。現地は草刈りもされており、隣接する土地は太陽光発電用として許可されており、許可相当と判断いたしました。4番と5番は同じようなことです。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

12月の17日、佐藤推進委員と2人で、譲渡人の さんのお宅を訪問しまして、

さんからお話を伺ってまいりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございまして、これらの土地を使用貸借で家を建てたいということでございまして、許可相当と判断してまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地であります。盛土をし、大豆を作付けするための農地改良で、期間は3ヶ月間の一時転用でございまして、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございまして。

今、事務局言われたとおりなんでございましてけれども、実際、現地を見てですね、そして渡人の さんを訪問して聞いてまいりました。特に、この図面には、位置図には載っていないんですが、すぐ隣にですね、もう今125号バイパスが来ちゃっています。この土地は、前々から割に水が深いところで、割にはけが悪いと。そんな中で、隣に道路ができたもんですから、またはけが悪いと、そんな世界になっています。ですから、実際にはここはもう荒廃地と言ってもいいぐらいに草も生えちゃっていますしね、本当にこれは何かやらないともう何もできないと、そんな世界のようにありました。 さんに聞いたところによると、今、ここに申請の理由が書いてあるように、大豆か、あるいは野菜かと、そのぐいしかできないのかなと言っていましたけれども、この現在の荒廃よりは何かつくればいいのかと、こんな判断のようでした。実際に見た中では、農地改良すれば少しはよくなるのかなと、

こう思いましたから、許可相当と判断をしまいいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分292筆、面積にして61万5,850㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議第3号の審議が終了しましたので、推進委員さんの入室をお願いします。

(推進委員入室)



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に推進委員、推進委員、推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(推進委員、推進委員、推進委員退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、 推進委員、 推進委員、 推進委員の入室をお願いいたします。

( 推進委員、 推進委員、 推進委員入室)



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員、 委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

( 委員、 委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画事業につきましては、平成22年6月、市策定の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」におきまして、期間を3年、6年、10年としており、期間満了を以って自動的に契約解除となっております。

今回ご審議いただきますのは、令和元年10月1日から15日までに申し出された案件でございまして、新規分601筆、面積にして59万4,249㎡、更新分748筆、面積にして71万4,464㎡、合計1,349筆、面積130万8,713㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行

われ、令和2年1月1日から法的効力が発生するものでございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している農業委員、推進委員の入室をお願いいたします。

（委員、委員、推進委員、  
推進委員、推進委員、推進委員、推進委員、  
推進委員、推進委員入室）



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から5号につきましてご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域内の農地転用届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の取消願ひについて」でございますが、農地法第5条の規定による許可申請書の取消願ひについて1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」で



ございますが、市街化区域内の農地転用届出11件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出43件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任をおり、進行を司会へお戻しします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長には長時間にわたる議事の進行、ご苦労さまでございました。



#### ◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、野川職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 本日はお忙しい中をですね、各委員におかれましては慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和元年第8回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

○局長（細田 悟君） ありがとうございました。

本日はお忙しい中、委員各位には長時間にわたり慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、令和元年第8回加須市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

閉会 午後 2時45分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年12月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 江 森 正

署名委員 坂 本 君 夫